

豊島区政公報

昭和27年10月15日
 第35号
 発行所 豊島区役所
 豊島区役所
 印刷所 豊島印刷株式会社
 電話 大塚(86)1101-5

衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査 都・区教育委員会委員選挙

終る

官民各種団体による公明選挙推進運動のうちに、十月一日、衆議院議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査投票及び同月五日、東京都教育委員会委員選挙並びに豊島区教育委員会委員選挙が行われました。本区教育委員会委員選挙は最初の選挙なので啓発宣伝の必要を認め、東京都選挙管理委員会と共催による打上花火実施、十月四日には教育委員会委員選挙啓発宣伝、乗機防止のため、全委員、及び書記同乗放送自動車による区内各所の巡回放送を実施したが、本区の投票率は遺憾ながら二十三区中第十六位の低率でありました。

者の不在投票が委員長、委員及び書記立会のもとに東郷刑務所で数日にわたって行われました。

投票率及び当選者は次の通りです。

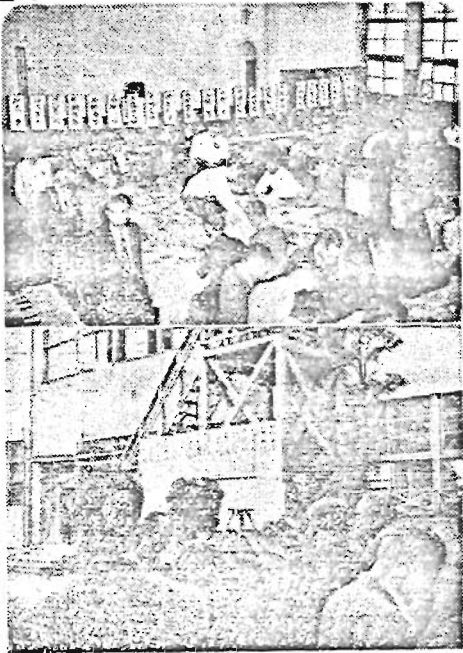
当選者

衆議院議員(第五区)

河野 密 吉
 前田 米 蔵
 石田 一 松
 柴田 貞 子
 伊藤 吉 春
 片岡 七 郎
 武部 喜 太郎
 染谷 喜 太郎

東京都教育委員会委員

豊島区教育委員会委員



(写真上衆議院議員選挙開票と下中庭連報校)

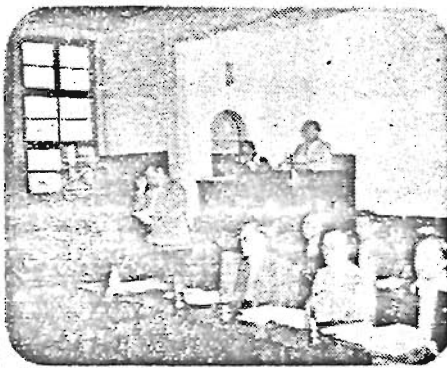
信任せられた裁判官

井山 平 太郎
 谷村 唯一 郎
 入江 俊 郎
 田中 耕 太 郎
 本村 善 太 郎
 小林 俊 三 郎

選挙名	東京都二十三区投票率		本投票率
	最高	最低	
衆議院議員選挙	0.708	0.540	0.580
最高裁判所裁判官国民審査投票			0.578
東京都教育委員会委員選挙	0.450	0.224	0.303
豊島区教育委員会委員選挙			0.315

昭和二十七年第四回定例区議会

九月十六日開催さる



豊島公會堂落成迫る!!

本年二月に起工した本区公會堂は、その竣工準備に進展し、いまや竣工も目前に迫り、最後の総仕上げにかゝつて居ります。この間公會堂建設協賛会に於ては、区民各位の御協力を得て着々その成果を修め、茲に都内屈指、城北随一を誇る文化の大殿堂が、今月末には区民の皆様の前にお目見え出来ることになりました。

九月十六日日本会議前に議員協議会が開かれ、当日上午の議案審査議事の進行等の協議があり、終つて午後二時三十七分より本会議に入る。出席議員定員古賀副議長開会を宣し、須磨区長招集の挨拶があつて、後古賀副議長より議案第三十(富員挨拶を行ふ須磨区長)三号、東京都豊島区立学校設備使用条例一部改正の件は、都合により撤回する旨、区長より議長宛の文書が提出されたので、撤回を了承日程に入らる。

日程二件は、夫々担当の常任委員長から報告があつて、何れも原案どおり可決され、同二時五十七分開会した。

尚、当日の議案は次のとおりである。

日程第一、議案第三十二号、公職選挙法に基く区議会議場設備使用条例一部改正の件。

日程第二、議案第三十四号、東京都豊島区歳入歳出追加予算。以上

衛生モデル地区の視察行わる

〇九月十八日・十九日

衛生豊島区確立の基盤として、衛生モデル地区を設け、六月発足以来、地元民は勿論、衛生相諮員及び地区委員、同協力員の絶大な御協力により、多大の効果を挙げ得たことは、前号詳述の通りであるが、発足以来四月に亘つて挙げ得た各衛生モデル地区の成果の實際を、目で見、耳



視察の除芥区、掃腹接、地区大隣、地目と、丁区目、一丁目、町目三、南五、田五、高池長、上下左右、左左右

説明
写真

長等四十余名の参加を得、左記道順により視察を行、一般区民から直接今夏の蚊、蠅の発生状況、尿尿汲取り状況、塵芥処理状況及び下水道路の補修等に対する意見を聴取し、二日間における諸資料に基づき視察終了後区役所二階会議室で批判会を開催し、本視察を有意義に終了した。

当日は、区議会厚生委員、各モデル地区代表者、及び各区政地区委員長、並に区役所側より木村助役、自三、長興、民生、土木課長、厚生、区民係長、各出張所長、保健所長、清掃出張所

十八日 駒込二丁目池袋
五丁目池袋四丁目
六丁目池袋四丁目
十九日 駒込二丁目池袋
三丁目池袋四丁目
目

みなさん
一日十円は
貯蓄しましょう

第二次特別貯蓄運動實施

獨立記念

講和条約発効以来、我が国は各方面において、独立国家としての実を、着々と築きつてありますが、国民全体が一致協力、尙一段の資本の蓄積に励んで経済の基礎を固めてゆくことは、緊要の急務であります。

そこで政府においては国民の貯蓄意欲を盛り上げ、その成果を期するために国民運動としての貯蓄運動を去る九月十日より十月二十日までを期間として、獨立記念第二次特別貯蓄運動を強力に推進して居るのであります。

わが豊島区に於きましても、政府の此の運動に呼応して、豊島区独自の運動要綱により各地域、各層の特殊性に配慮した運動を総力を挙げて展開中でありま。

わが豊島区の運動要綱は……

一、企業自己資本の充實の促進

一、貯蓄源の培養

一、堅實な証券投資、特に株式についての智識の普及

一、勤儉貯蓄の慣習の普及

これらの要綱を、映画会の開催、講演会、座談会、街頭放送等により周知徹底せしめ「みなさん一日十円は貯蓄しましょう」を区民のみなさんの合言葉とし、浪費の非難、生活費の工夫、物資の活用、天引貯金の慣習の確立により苦しい生活の中でも、意欲があればできるものだからこの区民の合言葉を実行し此の運動の成果が挙るよう区民の皆様のお協力をお願い致します。貯蓄について一切の御相談は自治振興課で承ります。

〇〇 學校圖書館建設起工式、並に 〇〇 小、中學校建設落成式舉行さる

- 昭和二十六年及昭和二十七年年度學校建設計画に基く区立小、中學校の増、新築工事落成式並びに學校圖書館の新築工事起工式を左記のとおり挙行した。
- 一、区立長崎中學校學校圖書館新築工事起工式
 - 日時 十月九日午前九時三十分
 - 場所 同校新築工事現場 (椎名町六ノ四一四三)
 - 一、区立池袋第五小學校學校圖書館新築工事起工式
 - 日時 十月九日午前九時三十分
 - 場所 同校 (池袋五ノ二〇二)
 - 一、区立駒込中學校新築工事
 - 日時 十月九日午前十一時
 - 場所 同校新築工事現場 (池袋四ノ四五三)
 - 一、区立高田小學校増築工事落成式
 - 日時 十月十日午後一時
 - 場所 同校 (雄司谷二ノ四五八)
 - 一、区立池袋第二小學校増築工事落成式
 - 日時 十月十日午後四時
 - 場所 同校 (池袋五ノ二〇二)
 - 一、区立富土見台小學校増築工事落成式
 - 日時 十月十一日午前九時三十分
 - 場所 同校 (椎名町三ノ二〇〇三)
 - 一、区立大成小學校新築工事落成式
 - 日時 十月十一日午前十一時
 - 場所 同校 (長崎六ノ四二)



永続する平和のために

十月二十四日

国際連合デー

国際間の紛争を武力や暴力によつたえず、国際間の話し合いによつて解決しようという思想はギリシヤの昔から考えられていた。しかし近代民族国家が誕生するまでは、たいした発展はみなかつた。また哲学や政治学の上でこのような思想が発達しても、実際政治の舞台にデビューするまでは長い時間のかゝるものである。「会議は暗る」で有名なウィン会議の頃、ライン河の川底をさらうために関係国が協議したのが国際的の会議のはじまりで、ダニュープ河、ヴォルガ河とひろまつた。

第二次世界大戦の戦線は、ヨーロッパから北亞、近東、極東、東南アジア、南半球までも拡大し、災害は前線戦後の差別なくおよび、人類を悲惨と困窮のどん底におとし入れた。その上兵器の発達は驚異的で、人類文明の破壊を予想させる様相を帯びてきて、政治家の頭の貧困だの、政治技術の未熟などといつてすましていれない段階がきた。この人類の危機をすくい、地球上に二度と戦争を起さないため、すべての国、すべての人民が、誠意と協力を披瀝しあう機関として成立したのが国際連合なのである。

面から、勞働、交通、郵便、電信航空、食料、保健、金融氣象、貿易、経済のような経済社会の問題、人権に関する問題、後進国の開発等人類の平和と幸福のため、如何なる時代にもなしえなかつた偉大な事業を、地球全体におし進めていく。我々がこの国連に協力し、その事業を完成させることがとりもなおさず真の平和を具体的におし進めていくことになるのである。この国連が誕生した日が、今から七年前の一九四五年十月二十四日である。世界の国々ではこの日を記念してUNデー(国連デー)と呼び、さまざま記念行事を催している。日本でも日本国際連合協会の東京都支部の手で年々記念行事をやつてきたが、一般の人の関心がうすいのは残念である。国連旗は、国際的記念日国連デーは勿論、国の祝日等には官庁、役所、会社、工場をとわず戸毎にたて、祝いたい。

(国連東京都本部)

都営住宅十回落選者の登録について

今回都営住宅使用申込者のうち十回落選者の登録をする事になりましたので該当する方は次によつて申出をして下さい。

記

- 一、申出受付期間
昭和廿七年十月廿日から
全 十月廿五日まで 六日間
二、申出場所
東京都建築局企画課管理係
(千代田区大手町一ノ二)
都電大手町又は神田橋、バス大手町下車
三、申出の方法
イ、先に申込の際、使用した住宅貯金証書、又は建築局で発行した住宅貯金認証書
ロ、主要食糧購入通帳
ハ、印鑑
御持参の上、都営住宅使用申込書を記入提出して下さい。(用紙は申出場所にあります)
◎ 詳細は区役所建築課又は東京都建築局企画課管理係へ

特別区民税についてお願い

10月31日は

第3期分の納期です

- 十月三十一日は区民税第三期の納期です。期日に遅れないよう、納税をお願い致します。
○ 区民税の令書は昨年同様四期一連式になっておりますため、その都度の納期を失念する向もあるようです。従つて督促状の発行によつて、窓口に殺到し、納税すると云う傾向ですが、一層の御協力を待て、納期内に納税を完了せられませうお願い致します。
○ 納付については、区役所出張所、又は最寄の郵便局、金融機関でも取扱つておりますから御利用下さい。

駐留米軍による損害の補償金等について

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の構成員もしくは被用者から、日本国内において、非戦闘行為により損害をうけた場合、及び米軍の占有し、所有し又は管理する土地の耕作物その他物件の設置又は管理に瑕疵があつた為に損害をうけた場合は、日米間の平和条約及び行政協定が、昭和二十七年四月二十八日以降発生の被害に対しては行政協定第十八条及びそれに伴う民事特別法により、補償金、見舞金並びに慰籍料が支給される。

(1) 補償金、見舞金、及び慰籍料の區別

(イ) 補償金（行政協定第十八条第三項）

駐留軍が公務執行中、違法に損害を与えた場合に支給される

（日米分担）

(ロ) 慰籍料（行政協定第十八条第五項）駐留軍が公務以外の不法行

為で損害を与えた場合に支給される。

(イ) 見舞金

(イ) 及び(ロ)によつて救済されない被害で、国が救済の必要を認められた場合に支給される（日負担）

(2) 補償金（見舞金）の種類

(イ) 療養補償金（見舞金）

傷い又は疾病の治療する迄の期間健康保険の療養費又はその相当額が支給される。

見舞金の場合は、療養期間二ヶ年以内であるが、それ以上の場合も延長の申請が出来る。

(ロ) 休業補償金（見舞金）被害者の

平均収入日額（二〇〇円〜一〇〇〇円）に基き、休業期間に応じその六〇％が支給される。財産やその他権利上の損害をうけた為、営業上等に損失をうけた場合は通常生ずべき損害相当額が支給される

(イ) 遺族補償金（見舞金）被害者の平均収入日額（二〇〇円、一〇〇〇円）の二三四〇〜五〇日分（労働基準法施行規則身体障害等級）が支給される。最高一三四万円、最低一万円。

(ロ) 遺族補償金（死亡見舞金）

被害者の平均収入日額（二〇〇円〜一〇〇〇円）の一〇〇〇日分が支給される。

(イ) 葬祭料

遺族に一万円以内が支給される。

(ロ) 財産補償

動産不動産については、実損害額が支給される。

その他の権利侵害についてはその適正額が支給される。

(3) 補償金、見舞金並びに慰籍料の申請方法

(イ) 前述の被害をうけた場合、被害者又は関係人は被害の発生地を管轄する区役所へ赴き総理府令第三

号による申請書（本区にありては民生課にあり）を被害発生の時から一年以内に区長あてに提出する。

(ロ) 補償金（見舞金）の注意
提出された申請書は、区長から渉外部庶務課外事係を経由して調達庁へ送付され、調達庁長官が補償金（見舞金）額を決定する

(イ) 補償金（見舞金）の支給

補償金（見舞金）の支給額が決定した時は、申請者は区長からの通知に基き、補償金（見舞金）の請求書を区役所（一階一七番）へ提出し東京都出納長室から支給をうける。

(ロ) 慰籍料の場合

請求までの経過は補償金（見舞金）の場合と同様であるが、その金額は合衆国で決定し、支払を合衆国が行う。

(4) 不服の申立

補償金額、その他補償実施について不服のある時は、申請書を持つて区長を経由して調達庁長官に対し申立をする事が出来る。

（民生課扱）